

# 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 :	警備業法
根 拠 条 項 :	第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要 :	合格証明書の再交付
原 権 者 :	大分県公安委員会
法 令 の 定 め :	警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項及び第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準 :	判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	14日（うち経由期間7日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先 :	現に合格証明書の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先 :	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話097-536-2131） 現に合格証明書の交付を受けている都道府県公安委員会が管理する都道府県警察の警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :	